

総会

配布：一般
2010年7月21日

第41回会期

議事日程議題 114

総会によって採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/64/L.56)]

64/289, システムの一貫性

国連総会は、

2005年世界サミットの成果を想起し¹、

また、国際連合システムの一貫性促進を目的とした加盟国による5つの分野を掲げた、2008年9月15日の決議62/277を想起し、

さらに、2009年9月14日の決議63/311を想起し、

北京宣言および行動綱領²、第23回国連特別総会の成果³、女子差別撤廃条約⁴および国際法とりわけ国際人権法および人道法を再確認し、

また、開発に関わる国際連合システムの業務活動の三年毎の包括的政策の再検討に関する2007年12月19日の決議62/208を再確認し、

さらに、1946年2月1日の決議2(I)を再確認し、

開発に関わる国際連合システムの業務活動の基本的性格は、とくにその普遍的、自発的および譲与の性質、その中立性および多面性であることを再確認し、

また、国の主体的取り組みおよび国の主導的役割が必須の重要事項であることを再確認し、発展には「全てにあてはまる」アプローチがないこと、また国際連合開発システムは、計画が実施されている国家の異なる要求に対応しかつ設立された職務権限に従った国家開発

計画および戦略に従ったものであることを強調し、

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための統一体に関する包括的提案」⁵および「開発の業務活動に関する国連システムの一貫性に関する総会決議 63/311 のフォローアップ」⁶と題する事務総長報告書に留意し、

システム一貫性の促進のための国際連合システム開発業務活動の統治強化

1. 総会第 65 回会期を起点として、および包括的政策再検討予備資料として、国際連合の開発業務活動の統治において、総会、下部機関を含む、経済社会理事会、国際連合の基金や計画の執行理事会、専門機関の理事会の、業務活動の管理の役割や責任に関するすべての関連法制を編纂したものを利用可能とすることを、事務総長に要請する。

2. また、日程や業務計画決定の際、統一性を促進するための措置を考慮できるように、国際連合の開発業務活動に責任ある執行理事会の職務に関する行事予定表、日程および計画の一貫性に関する情報を配布するように、事務総長に要請する。

3. 経済社会理事会の議長団の議長が、職務権限に従い、業務の一貫性促進のための方法および手段に関し討議するための国際連合開発業務活動に責任ある執行理事会の議長団の非公式な調整会合を開催し、このような非公式調整会合の要約を締約国に提供することを招請する。

4. 国際連合主要執行理事会の活動の透明性の促進は、主要執行理事会およびその構成機関の職務権限、作業方法を尊重しつつ、特に締約国との効果的な相互作用を確保するために、必要であることを再確認し、この点で、以下のことを要請する。

(a) 主要執行理事会の議長という立場から、事務総長は、理事会のウェブサイトの質および量をさらに促進し、理事会の機関間協議や決定を発行し、加盟国が利用することを可能にする。

(b) 主要執行理事会の議長という立場から、事務総長は、優先順位をつける際、透明かつ公平なアプローチを保障し、関連政府間機構の決定を実施しかつ報告し、より効果的な対話を促進するために計画調整委員会によって検討された経済社会理事会の年次概観報告書内に、理事会の作業について適切な方法を含めること。

(c) 経済社会理事会の議長は、理事会の活動に関する効果的な対話のため、加盟国がこのような機会を完全に活用できる期間内で、ブリーフィングを予定する必要に考慮を払い、主要執行理事会の 2 年毎の会合の後、事務局と加盟国の定期的ブリーフィングの開催

を続けること。

5. 国際連合訓練調査研究所は、その規程に適切でかつ合致した、また、2010年3月29日の総会決議64/260第I節第3項に従って、国際連合の開発業務活動に責任ある執行理事会の事務局と協議し、執行理事会の役割および責任を含む、国際連合の業務活動の機能に関し、とりわけ、加盟国の代表者、とりわけ加盟国の常駐代表部の代表者向けの入門および訓練コースを準備し、実行することを要請する。

6. 経済社会理事会および国際連合基金および計画の執行理事会並びに専門機関の理事会に対して、途上国の国家政策立案者が、とりわけ低開発国のプログラム対象国の国家政策立案者を優先し、経済社会理事会の実質会期の業務活動セグメント、国際連合基金および計画の執行理事会の通常会期並びに専門機関の理事会の通常会期において、効果的な参加を促進するための措置を考慮することを要請する。このような措置は、各機関の財政状況および取極めに留意し、適宜、新しい信託基金の設立または既存の措置の利用を含むことができる。

7. 国際連合基金および計画は、適宜、模範例の分析に基づき、これら執行機関の準備および会合における討議を締約国が表した見解に留意して改善し、また、この点に関して明らかになったことおよび採択された措置を経済社会理事会に提出の年次報告書に含めることを招請する。

8. 開発の業務活動に関する情報の中央保管場所設立の進展に留意し、事務総長がこの制度の設置の前進に関する最新情報を、開発の業務活動の包括的政策再検討の文脈における経済社会理事会の実質会期において報告することを要請する。

9. 国際連合開発システムの基金、計画および専門機関の執行理事会が、戦略計画の中に、適宜、総会の開発の業務活動の包括的政策再検討によって提供される政策手引きの完全な実施のための特定規定を含めることを奨励し、国際連合開発システムの基金、計画および専門機関の事務局が、これらの規定の実施に関して、経済社会理事会を通して、総会への定期報告に含むことを要請する。

10. 事務総長が、政府間機関が取り組むことができるように、国際連合開発システムとの相互作用において直面する長所および主要な挑戦に関する情報を提供するための有効性、効率性および国際連合システムの支援の関係性に関する、政府に対して実施される定期的な調査を経済社会理事会の保護の下、国際連合常駐調整官の協力とともに、準備し実行することを要請し、また、このような調査の結果を締約国が利用できるよう発行することを

要請する。

独立したシステム全体の評価システム

11. 今日の国際連合開発業務活動の複層的評価制度は、国際連合評価グループ、国際連合機関の個別の評価部局、内部監査部、経済社会局、事務局の人道問題調整部、および合同監査団を含む、いくつかの特定の役割や責任を有する実体によって構成されていることを認識する。

12. 事務総長は、国際連合評価グループおよび合同監査団と協議して、国際連合システムの開発業務活動のシステム全体の評価に関する既存の制度的枠組みの包括的評価を実行し、総会の第66回会期に対して、勧告とともに報告書を提出することを要請する。

13. この点に関し、国際連合システムの独立したシステム全体の評価制度は、既存の制度的枠組みおよび能力の完全な利用と強化を目的としたものでなければならないことを確認する。

共通した国別計画の承認

14. 国の主体的取り組みおよび国の主導的役割の原則を強調し、自発性を基盤として、いくつかの国における共通した国別計画文書の使用のイニシアチブを支持し、および国家レベルの計画のための既存の枠組みおよび段取りを継続して使用したいすべての国の希望を支援することを強調する。

15. 地元の交渉過程は、国の主体的取り組みの原則を強化でき、また共通の国別計画の優先分野設定において、国の政策立案者の効果的参加を促進できることを認識する。

16. 任意の基準で定期的に共通国別計画書を提示する国に対し、国際連合開発援助枠組みが存在する場合は、それに従って計画書を準備し、利用可能なまたは表示された資金で合意された結果を達成するために取られる重要な行動、並びに、国のレベルにおいて国際連合システムにより提供される援助の一貫性を保障する行動を、共通国別計画の中に添付文書として、各関連国際連合機関の合意した結果および表示された資金について簡潔に書かれた説明を添付し、提示することを招請する。

17. 各基金、計画および専門機関の執行機関は、関連する場合、また職務権限に従い、機関特定の添付文書に基づき、共通国別計画の実施に必要な役割および資金について審議し

承認することを招請する。

18. 各基金、計画および専門機関への拠出の承認は、関連する場合において、機関特定の添付文書の要素が、その戦略計画の優先事項、および職務権限全体を反映しているか、並びに国の優先事項や戦略に沿うかの評価に基づくことを留意する。

19. 共通国別計画に関するものを含む、横断的問題、相乗作用、ギャップ、および重複に関する国際連合開発計画/国際連合人口基金、国際連合児童基金並びに世界食糧機関の執行理事会の合同会議中の非公式な討議は、国レベルにおける個別の基金および計画の作業の有用な枠組みを提供できることを認識する。

一体となって任務遂行

20. 2009年10月19日から21日にキガリにおいて、また2010年6月14日から16日にハノイにおいて開催された試験的国別計画に関する政府間会合を歓迎し、キガリおよびハノイ宣言を感謝をもって留意し、またこの点において、関係者および国際連合評価グループの技術的支援によって、2010年1月1日までに完了させる、「一体となって任務遂行」対象国の国主導の評価における経過を留意する。

21. 事務総長は、事務局の概略に沿って、試験的「一体となって任務遂行」から学んだことを独立して評価するための様式を、イニシアチブのすべての側面を包含し、協議の後に進行することを奨励し、総会の第66回会期においてその成果を受領することを期待する。

システム一貫性の促進のための国際連合システム開発業務活動に関する資金制度の改善

一般原則

22. いくつかの先進国による政府開発援助増加という約束を含む、開発のための資金増加に関する先進国の努力を認識し、2015年までに政府開発援助を国民総生産の0.7パーセントとする多くの先進国の目標の達成および2010年までに政府開発援助を少なくとも国民総生産の0.5パーセントを達成する約束を含む、すべての政府開発援助の約束の実現を要請し、未実現の先進国はこの点において約束に従い具体的な努力を払うように促す。

23. 国際連合開発システムの業務活動に対して財政的な貢献をなす国が増加していること、システム内の資金源や制度の多様化を歓迎し、またこの点において、2003年の130億米ドルから2008年の220億米ドルのような、国際連合開発業務に対する基金への貢献のこ

れまでで最も高いレベルでの大幅な増額を歓迎する。

24. その非拘束性により、中核的資金は、国際連合システムの開発業務活動の基盤であり続けることを強調し、この点において、2005年以來、約34%で頭打ちとなっている、国際連合開発システムへの中核的拠出金のシェアの長期的低下に憂慮をもって留意し、機関が、継続的に、特有の職務権限の構造や個々の組織体の計画を考慮に入れつつ、非中核的拠出金は開発業務活動を支援するための国際連合開発システムの通常予算の基盤にとっての重要な追加資金源を代表するものであることを留意しながら、中核的資金と非中核的資金との間の適切なバランスを達成する必要性を認識する

25. 国際連合開発システムへの財政的貢献の増加は、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成にとって鍵となることを強調し、この点において、国際連合開発システムの有効性、効率性、および統一性の増加、貧困撲滅にあたって途上国を援助することの具体的な結果の達成および開発業務活動および国際連合開発システム全体の資金を通して持続的な経済発展および持続的開発の達成における相互強化の連繫を認識する。

26. 業務活動のための資金の適切な質および量の必要性および財源がより予測可能で、有効かつ効率的である必要性を強調する。

27. これとの関連で、アカウントビリティ、透明性およびより改良された結果主義管理および業務活動のための基金の質および量の増加を目的とした国際連合基金、計画および専門機関の業務に関してさらに統一化された結果主義報告の重要性を確認する。

適切な資金の保障

28. 業務活動の財源は、国の優先順位および計画対象国の計画および国際連合の基金、計画および専門機関の戦略的計画、職務権限、資金的枠組および優先事項と緊密に提携しなければならないことを強調し、この点において、国際連合開発システムの基金、計画、および機関の結果主義枠組のさらなる強化の必要性、および機関、基金および計画が産出物および国による成果に関する報告を改善することを強調する。

29. システムが限定的な援助者に依存することを減らすために、提供基盤の拡大および国際連合開発システムへの財源貢献をする援助国およびその他のパートナー数の増加を図るための措置の重要性を強調する。

30. 国際連合開発機関のため核となる基金の「必要最少限の額」のレベルを確定するための潜在的肯定的影響を認識し、この点において、必要最少限の額という概念には、計画対象国の必要に対応する適切な資金レベルや、行政的、管理的および計画コストを含む戦略計画に期待される結果を生むための適切な資金のレベルが含まれることに留意する。

31. 国際連合の基金および計画の執行機関が、各職務権限に従い、各基金および計画の核となる資金の必要最少限の額の最適な定義およびそれに到達するための過程を提案することを目的として、さらなる討議を開始することを招請する。

32. 2012-2013 年予算において、関連の専門機関の執行機関が、各職務権限に従い、核となる資金の必要最少限の額の最適な定義およびそれに到達するための過程の提案を考慮するように招請する。

33. 基金および計画が、2011 年より、経済社会理事会への年次あるいは2年毎の報告書内に、必要最少限の額に到達するための努力および結果について報告することを要請し、この点において、関連がある場合、専門機関は、理事会に必要最少限の額に関する努力および結果について報告することを奨励する。

財源の質の向上

34. 法制度および予算執行が許せば、資金の予測性改善のために加盟国が国際連合システムの開発関連活動への財政的貢献を、複数年にわたる公約というかたちで行うよう促す。

35. 業務活動および国際連合基金、計画並びに専門機関への非中核的拠出金を行っているすべての加盟国に、このような資金が、戦略計画および職務権限と完全に調整されたもので、かつ国際連合開発援助枠組内の計画対象国の優先事項に従っていることを保障することを促す。

36. 国際連合基金および計画の執行理事会ならびに専門機関の理事会に、このような資金提供が関連ある組織の戦略的計画とどのように調整されているかの評価を年次報告書内に含むことによって、計画および特定計画の非中核的資金に関する統治と管理の改善のための措置を取るよう促す。

37. 事務総長は、経済社会理事会の財政の統計に関する年次報告書内に、統治にあたって加盟国の参加をさらに改善することを目的として、職務権限、実行および統治制度の情報を含む、すべての既存の複数援助提供者信託基金およびテーマ別信託基金の情報を入れ

ることを要請する。

38. 複数援助提供者信託基金を運営する国際連合機関が、関連管理理事会に対し、複数援助信託基金およびその他の資金源によって提供される基金の間のよりよい相補性の促進を目的としこれらの基金の管理に関して毎年報告することを要請する。

39. 中核的予算による非中核的資金の補てんを回避することを目的とした、国際連合開発グループによって引き受けられている継続する努力を認識し、この点において予算外の資金の管理およびその計画活動に関連したコストを賄うために中核的/通常予算を使用することを回避するよう国際連合の基金および計画に要請し、また専門機関に対しては促し、非中核的拠出金を行っている加盟国は、可能ならば、業務コスト削減および報告義務の合理化を図るように促す。

資金調達の傾向を監視するための情報の改善

40. 国際連合開発システム業務活動のための資金に関する改善された報告を留意し、グローバル、地域または国のレベルで蓄えられた資金を含む複数援助提供者信託基金のような非中核的資金調達の流れの多様性を正確に反映できるようにさらなる改善がなされるように要請する。

41. この点において、国際連合開発システムのための資金調達の将来の報告は、開発のための資金調達と人道的活動のための資金調達の間をより明確に区別し、その他の非中核的資金調達の流れと自己支援拠出との違いをより明確にすることを要請する。

42. 事務総長が中核的資金調達と比較し非中核的貢献の急増による影響、顕著な為替相場の変動および複数年公約の限られた利用を含む、国際連合開発システムの資金に関する予測性の報告を、国際連合システムの開発業務活動に関する包括的政策評価の文脈で締約国が考察する、決議 62/208 のフォローアップの達成結果および実施措置および過程に関する経済社会理事会への年次報告書に含めることを要請する。

実務慣行の調和

43. 調整のための国際連合主要執行理事会によって提供された国際連合開発システム内の実務慣行の簡素化および調和の分野における進展についての情報の提出を留意する。

44. 国際連合開発システム内の実務慣行の簡素化および調和の目的は、計画対象国の特別な状況を念頭におき、顕著にコスト削減かつまたは国際連合開発システムの組織および国内協力機関の行政的および手続き的な負担を軽減することにつながる場合において規則や手続きを調和および簡素化し、かつ国際連合開発システムの効率性、アカウントビリティ、透明性の促進であることをくり返し表明する。

45. 国際連合基金および計画が、本部におけるものも含み、例えば人的資源管理、情報技術および行政分野のように共通の戦略および共通の業務をとおして、国際連合共通システムと関連したものも含み、このような共通の戦略および業務が、関連の政府間で合意された政策と合致していることを保障しつつ、追加的な効率的蓄えを確認すること、および現在進行中の改革および行政的および財政的問題に留意することを奨励し、またこの点において、それらが各執行理事会に対し進展に関して年次報告を提出し、適宜、経済社会理事会に対する関連報告手続きをとおして、総会も並行してこのような進展を知らせることを勧告する。

46. 可能な範囲内で、処理および諸経費削減の結果得た蓄えが、同国の開発計画に利益が生じることを保障しなければならないとした国際連合基金、計画および専門機関に対する要請をくり返し表明する。

47. 調達の分野を含む国際連合開発システム内の実務慣行の簡素化および調和は、総会によって設立されたものも含む、関連政府間職務権限を遵守したものでなければならないことを強調する。

48. 事務総長は、調整のための国際連合主要執行理事会との協議の上、実務慣行の簡素化および調和の進展およびそれによって直面した挑戦についての概要を経済社会理事会に定期的に伝え、および関連政府間機関に対して政府間の決定が必要な事項に関して言及することを要請する。

ジェンダーの平等および女性のエンパワーメントの支援のための制度設計の強化

組織の設置

49. この決議によって、2011年1月1日より業務を開始し、UNウィメンという、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントのための国際連合組織を、既存のジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室、事務局の女性の地位向上部、並びに国際連合女性開発基金および国際婦人調査訓練研修所の職務権限および機能を統合および組

織に移転し、事務局として機能した国レベルにおける業務活動を執行する混成組織として設立することを決定する。

50. また、政府間支援および業務活動の監督を提供する組織の執行機関として執行理事会を設立することを決定する。

一般原則

51. 以下のことを決定する。

(a) 国際連合憲章、北京宣言と行動綱領²（12の重大問題領域を含む）、第23回国連特別総会の成果³およびジェンダー平等並びに女性のエンパワーメントと女性の向上を支援し、対処した貢献する適用可能な国際連合の文書、基準や決議が、組織の業務の枠組みの規定となる。

(b) 普遍主義の原則に基づき、組織は、規範的支援機能および業務活動を通して、要請に基づいて、ジェンダー平等、女性の権利のエンパワーメントおよびジェンダーの主流化について、すべての地域のすべての開発レベルにおいて、すべての加盟国に対して手引きと技術的支援を提供する。

(c) 組織は、要請に基づき、とりわけ締約国が決定した必要性や優先事項に対応して、業務活動の包括的政策評価の過程を通して合意された原則に基づいて活動する。

(d) 組織は、女性の関連国内組織かつまたは加盟国によって示された調整者と協議して仕事をする。

(e) 国の公的情報源を含む、組織によって用いられたデータは、立証でき、正確で信頼でき、年齢および性別によって分けられたものでなければならない。

52. 組織の設立とその活動の実施は、国際連合システムを通じた、より効果的な調整、一貫性およびジェンダーの主流化を主導すべきことをまた決定する。

53. さらに組織の職務権限と機能は、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室、事務局の女性の地位向上部、国際連合女性開発基金および国際婦人調査訓練研修所の統合された職務権限と機能と、追加的に国際連合システムのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの活動の先導、調整またアカウンタビリティ促進の役割によって構成され、およびいかなる新しい職務権限は政府間過程による承認に委ねられるものと決定する。

54. 市民社会組織とりわけ女性団体は、女性の権利、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの促進にあたって、重大な役割を果たしていることを認識する。

55. 組織の長は、市民社会組織との効率的な協議という既存の慣行を継続することを要請し、また組織に対する彼らの意味ある貢献を奨励する。

56. 組織は国際連合国別現地チーム内の常駐調整官システムの一部として業務を遂行し、常駐調整官の包括的指揮の下、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントに関する国別現地チームの活動を導き調整することを留意する。

組織の統治

57. 以下のことを決定する。

(a) 総会、経済社会理事会および女性の地位委員会は、規範的支援機能のため複層的政府間統治構造を構成し、組織の規範的政策指針を提供する。

(b) 総会、経済社会理事会および組織の執行委員会は、業務活動の複層的政府間統治構造を構成し、組織に業務的政策指針を提供する。

58. 国際連合内で、ジェンダーの主流化を支援することが、組織の必須の仕事であることを強調する。

59. 執行理事会は、1993年12月20日の総会決議48/162添付資料Iに定められた機能を、この決議の規定を考慮しながら実行することを決定する。

60. また、執行理事会は、以下の41か国によって構成されることを決定する。

- (a) アフリカ・グループ国より10
- (b) アジア・グループ国より10
- (c) 東欧グループ国より4
- (d) ラテン・アメリカとカリブ諸国より6
- (e) 西欧およびその他国より5
- (f) 貢献国から6

61. さらに、貢献国に割り当てられた6議席は次のように配分されることを決定する。

(a) 4つの議席は、組織に対して自発的中核的拠出の最も大きい上位10の提供国によってそれらの中から選出される組織に対して自発的中核的拠出の最も大きい4か国に割り当てられる。

(b) 2つの議席は、組織に対して自発的中核的拠出を行い、地理的均衡に十分注意が払われて開発援助委員会の構成国ではない国上位10の提供国の中から選出される経済開発

協力機構の開発援助委員会の構成国ではない途上国2か国に割り当てられる。

62. 上記割当、事務総長によって供された、組織の中心的予算に対する過去3年間の、または、暫定的期間においては、統計的データが利用可能な、国際連合女性開発基金への、加盟国の毎年の自発的拠出の平均の一覧表従うべきことを決定する。

63. また、締約国は、いかなるときも一つのカテゴリーからのみ選出されることを決定する。

64. さらに確立された慣行に従い、経済社会理事会は、執行理事会の理事国を3年の任期で選出し、経社理は2010年12月31日よりも前に最初の選挙を行うことを決定する。

65. 執行理事会は、経済社会理事会の本会議の実質的会合を通して、総会にその計画及び活動についての年次報告を行うことを決定する。

66. また、ジェンダーの主流化および女性のエンパワーメントに関する効果的な調整および統一性を促進するために国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合児童基金および世界食糧計画の執行理事会の共同会合に組織の執行理事会を含めることを決定する。

67. 具体的な結果に基づいた報告制度の構築、および組織の規範的および業務的側面間の統一性、継続性および調和の必要を強調し、この点において以下のことを要請する。

(a) 女性の地位委員会および組織の執行理事会は、関連分野において首尾一貫した指針と指示を提供するため緊密に活動する。

(b) 経済社会理事会は、2010年の本会議において、同委員会によって示された包括的政策指針と執行理事会が承認した業務的戦略および業務的活動の間の統一性を保障するため、同委員会と執行理事会の適切かつ堅固な連繫を設立する。

(c) 組織の長は同委員会に対し、組織の活動の規範的側面および委員会によって提供された政策指針の実施に関する報告書を提出する。

(d) 組織の長は、執行理事会による審議のために業務活動の年次報告書を提出し、この活動に関して経済社会理事会の業務活動部門開催中に報告する。

(e) ついで経済社会理事会はその報告書を総会に提出する。

行政的および人的資源

68. 組織は、要請を受けて、締約国を支援するために政府間政策、および業務活動の規範的過程ならびに計画への支援を提供することを決定する。

69. また、以下のことを決定する。

(a) 組織は、憲章第 101 条の関連規定に従い、加盟国と協議のうえ、事務総長によって任命され、任期を 4 年とし、1 期の再選が可能であって、その地位は通常予算によって財源が確保される、事務次長を長とする。

(b) 組織の長・事務次長は、事務総長に報告するものとし、調整のための国際連合主要執行理事会の正規の構成員となる。

70. 事務総長に、組織の長・事務次長を、政策委員会、上級管理グループおよびその他の国際連合内の関連意思決定制度に任命するように奨励する。

71. 組織は、適用される規則および基準に従って加盟国に対して説明責任を有することを決定する。

72. また、組織の長・事務次長は国際連合職員規定および規則に従い、業務活動を目的としたものを含め、組織の職員を任命かつ管理し、事務総長は、組織の長・事務次長に対して、組織が監督機関の下に置かれることを保障しつつ、人事問題について正式な権限を委譲することを決定する。

73. さらに、組織の職員の構成および選出は、地理的的代表制およびジェンダーのバランスに注意を払い、憲章 101 条の規定に従ったものであることを決定する。

74. 組織の長・事務次長に対して、北京宣言および行動綱領のすべての戦略的目標および活動、並びに第 23 回国連特別総会の成果に規定される国および国際的な約束の実施を援助しおよび支援する適切な制度を設立するよう要請する。

財政

75. 規範的政府間過程に使えるようにするために必要な資金は、通常予算から供給され、総会によって承認されるものとする。業務的政府間過程およびすべてのレベルの業務活動に使えるようにするために必要な資金は、自発的拠出金によって提供され、執行理事会によって承認される。

76. 事務総長に対して、総会の第 65 回会期の主要会合に、総会の承認のために組織の詳細な組織図および通常予算の行政制度配置の選択肢を含め、すべての国際連合の規則および手続きに従い、新組織の規範的支援機能のために承認された 2010-2011 の 2 年間の通常

予算用途に関する改訂案を含む報告書を提出するよう要請する。

77. 組織の長・事務次長は、執行理事会に、戦略計画案および 2010-2011 の 2 年間の支援予算のための自発的資金の用途案とともに、上記の第 76 項に規定された組織図を含む、報告書を提出するよう要請する。

78. 組織図に掲載された組織の構造は組織の普遍的適用範囲を反映することを決定する。

79. また、組織の業務的活動は、その他の業務的国際連合基金や計画と似たような、かつ国際連合財政規定および規則に従った、財政規定および規則⁷を有することを決定し、その点において、組織の長・事務次長に、執行理事会によって審議され採択される財政規則の提案を提示し、および財政規則を公布することを要請する。

80. 組織のための適切な資金調達の確保の必要性を強調し、加盟国に対し、法制度および財政的執行が許せば、中核的、複数年、予測可能、安定かつ持続的な自発的拠出金を組織に対して提供するように招請し、財政に関する報告はこのような財政的情報を含むオンライン・レジストリーの創設を含む、透明かつ簡単にアクセスできるものとすることを決定する。

暫定的措置

81. 上記第 49 項を参照として、暫定期間は、本決議採択日から開始し、2010 年 12 月 31 日まで継続するものと決定する。

82. また国際連合女性開発基金、国際婦人調査訓練研修所の訓練プログラムおよび研究は、新組織に置換されるまで、本決議採択日前に設置された業務的措置に従って継続することを決定する。

83. さらに、本決議採択によってジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室、事務局の女性の地位向上部、国際連合女性開発基金および国際婦人調査訓練研修所の契約上の義務を含む、既存の職務権限、機能、設備およびインフラを含む財産、および責任の移動を決定し、事務総長は、国際連合職員規定と規則に従ってすべての職員の問題を取り扱うことを要請する。

84. ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室、事務局の女性の地位向上部、国際連合女性開発基金および国際婦人調査訓練研修所の制度的、業務的配置、

パートナーシップおよびブランドの統合過程は、本決議採択日より開始し、任命後は組織の長・事務次長のリーダーシップおよび権限の下で継続されることを決定する。

85. 組織の業務開始前の暫定措置を監督するために、事務総長は組織の長・事務次長を総会第 65 回会期の開始までに任命することを要請し、組織の長・事務次長の地位は、総会第 65 回会期に提出されなければならない財政改訂の報告書の提出までは、既存の暫定的援助基金によって資金を提供されるものとする。

86. 本決議採択日に国際連合女性開発基金を解体することを決定する。

87. 経済社会理事会は、直接関係のある決議を採択した日をもって国際婦人調査訓練研修所を解体するように要請する。

88. 組織の能力のいかなる拡大も、順を追ったものとし、組織の長・事務次長の執行理事会に対する提案に基づき、国際連合女性開発基金および国際婦人調査訓練研修所の現地プレゼンスおよび社会基盤の上に築いたものであることを決定する。

実施の評価

89. 事務総長は、総会の第 66 回および 67 回会期に「ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの支援のための制度設計」と題する本決議の一部の実施に関する進捗報告書を提出するよう要請する。

90. 第 68 回会期において、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントのための国際連合組織の活動を評価することを決定し、この点において総会の第 68 回会期に事務総長は包括的な報告書を提出することを要請する。

第 104 回全体会合

2010 年 7 月 2 日

1. 決議 60/1 を参照のこと。

2. *Report of the Fourth World Conference on Women, Beijing, 4-15 September 1995* (United Nations publication, Sales No. E.96.IV.13), chap. I, resolution 1, annexes I and II.

3. 決議 S-23/2, annex, および決議 S-23/3, annex.

4 United Nations, Treaty Series, vol. 1249, No. 20378.

5 A/64/588.

6 A/64/589.

7 ST/SGB/2003/7.